

○内閣府令第八十六号

独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）第三十九条の規定に基づき、独立行政法人国民生活センター法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

内閣総理大臣 菅 義偉

独立行政法人国民生活センター法施行規則の一部を改正する内閣府令

独立行政法人国民生活センター法施行規則（平成二十年内閣府令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(記名) 第七条 法又はこの府令の規定により委員会等又は委員長に提出する書面には、提出する者が記名するものとする。
改正前	(署名又は記名押印) 第七条 法又はこの府令の規定により委員会等又は委員長に提出する書面には、提出する者が署名又は記名押印するものとする。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。